

# やまゆりニュース

平成 25 年 12 月 第 15 号

今年は暑い暑い夏を過ごし秋を味わう間もなく厳しい冬を迎えてしまうという異常気象を経験しいろいろ驚かされることの多い年でした。

さて、やまゆり知的障害児者生活サポート協会の今年度の主催事業である 4 つの研修会もあと来年 1 月 27 日の 1 つを残すのみとなりました。昨年同様参加者が徐々に増え続け盛会に有意義に行われております。ぜひ皆さまも一度お誘いあわせの上おでかけください。

下記要領でやまゆりの相談室も開かれておりますのでご利用よろしくお祈いします。

また生活サポート総合補償制度はお役にたっておりますでしょうか。4 頁目にまとめましたので、お読みいただき請求漏れなどないか今一度ご確認されご請求いただきますようよろしくお祈いいたします。

## 平成 25 年度 研修会

日時	内容	講師	会場
7/29(月)	福祉施設等における権利擁護を考える ～利用者と支援者、いずれもが人として権利を守られる、虐待のない支援現場を作るために	足利短期大学准教授 平本 譲 氏	神奈川県社会福祉会館 2階ホール
平成 26 年 1/27(月) 10:00～ 12:00	「障害者の意思決定支援とは」 ～日常的なやりとりから考えよう～	元・立教大学 コミュニティ福祉学部教授 赤塚 光子 氏	神奈川県社会福祉会館 ※ 2階ホール
平成 25 年 9/17(火)	<u>支援者支援研修会</u> ・基調講演:「障害者差別解消法と本人活動支援」 ・グループ討議 他	和泉短期大学教授 鈴木 敏彦氏	かながわ県民活動サポートセンター 2階ホール
11/14(木)	<u>本人・支援者会議</u> ・基調講演:「障害者差別解消法を知ろう」 ・グループ討議 他	和泉短期大学教授 鈴木 敏彦氏	神奈川県社会福祉会館 2階ホール

「やまゆり」では、事業の一つとして平成 23 年から『相談室“やまゆり”』を開設しています。

### こんな時、お気軽にお電話を！

- ☎ 公的な機関で相談するほどのことでもない
- ☎ 顔を知られているところでは相談しにくい
- ☎ 親亡き後のことが心配だけど
- ☎ 周囲の人たちとの人間関係に悩んでいる  
・・・などなど

H25 年度内の開催は

H26 年 **1 月 20 日**

・ **2 月 17 日**

・ **3 月 17 日**

**11:00～15:00**

です

**TEL:080-2334-8347** へ

開催は、毎月第 3 月曜日の 11 時～15 時（月曜日が休日の場合平日の月曜日まで順延）です。

♥ やまゆり知的障害児者生活サポート協会の相談事業チームが担当します。

♥ プライバシーに配慮し守秘義務を固く守ります。

『福祉施設等における権利擁護を考える』

利用者と支援者、いずれもが人として権利を守られる、  
虐待のない支援現場を作るために

講師 足利短期大学准教授 平本 譲氏



7/29(月) 神奈川県社会福祉会館2階ホールで今年度1回目の研修会が開催されました。

虐待防止法施行後の福祉施設等の実情を踏まえ、虐待のない支援現場を作るために必要なこと、福祉施設等における権利擁護を考えるための視点について、当事者、家族、支援者が共に学ぶ機会とするようお話し頂きました。

家族・施設職員の方々等とてもたくさんの参加があり、感想等ご協力頂いたアンケートの中から一部を紹介します。

(一部要約)

- 障害者は特別で無く、障害のある、無しにかかわらず、人間として必要なコミュニケーションの1つとして、良いところを見つけ、その人を理解し、言葉で伝える事の大切さを改めて感じた。
- 「根拠に基づいた支援実践」することを強く意識付けられる研修でした。また、日々の支援をマンネリ化することなく、常に振り返ることの大切さを改めて思いました。
- 利用者・家族を守るためには、まず、職員のプロフェッショナルとしてのレベルを上げると共に施設を良くしていくことが自分たちを守ることにつながり、利用者・家族を守ることもつながることが良くわかった。
- 記録の重要性について、記録とはやはりなんだかんだで「悪い所」を主に見て記述してしまいがちだが、「良い所」も大切で必要な情報だと感じました。「悪い所」を改善する。次の対応につなげるのも必要。でも、「良い所」を伸ばし、のびのびと生活できるように支援するのもやっていけないといけないと感じました。何事にも根拠に基づいた行動を意識し、説明できるよう、今後もやっていきたい。
- 権利擁護＝利用者の視点に立って考えることが主体でしたが、支援者も守られる権利を持っているという三者が同等のトライアングルをつくるのがウエルビーイング(⇒「すべての人々の幸福の追求」(自己実現))につながるという考え方がとても勉強になりました。個々が専門性を高めていけるよう支援の可視化、根拠に基づく支援を実践していきたいと思います。



- 《主な項目》
1. 障害者虐待防止法の成立と施行
    - (1) 障害者虐待防止法の成立
    - (2) 「障害者虐待」の定義
    - (3) 障害者虐待防止法の施行へ向けて
    - (4) 利用者対応に翻弄される施設職員
  2. 施設職員による不適切な関わりはどうして起こるのか
    - (1) 知的障害者施設と職員の現状と課題
    - (2) 虐待行為を行う知的障害者施設職員の問題
    - (3) 職員の不適切な関わりの原因
  3. 利用者への不適切な対応を防ぐために
    - (1) 知的障がい者ケアのプロフェッショナル養成
    - (2) 職員の対応方法の確立と説明責任
    - (3) 知的障がい者施設における危機管理体制の整備
  4. まとめ：これから取り組まなければならないこと
    - (1) 利用者とその家族に対する施設の説明責任と信頼関係の強化
    - (2) 危機管理体制の確立
    - (3) 職員の専門性の向上：研修会への活用と積極的参加
- (当日資料より一部抜粋)

- 権利擁護について、それがどうして行われてしまうのか、それを防ぐためには何が必要なのか、一段掘り下げたお話でとても興味深かったです。
- 職員・利用者・家族のひとつが互いにかけることなく、互いに知り、認め合う事が、これからの支援にとっても大切なことだと感じました。

## ■ 『本人・支援者会議』『支援者支援研修会』の開催

■ I. 「支援者支援研修会」は『障害者差別解消法と本人活動支援』をテーマに 9/17(火)かながわ県民活動サポートセンター2階ホールで開催されました。

最初に平成25年6月に制定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)を取り上げ、制定までの道のり、法の構成と概要(平成28年4月1日施行までのスケジュールと今後の検討事項)、そして本人活動・本人活動支援の重要性について鈴木敏彦氏にお話していただきました。

次に「先輩からの助言」として、長年知的に障碍のある人たちと働いてこられた川田雪野氏に、わかりやすい情報の提供と一緒に考えること、ご本人が決めたことに寄り添う事についてなど、これまでに取り組んでこられたことを紹介していただきました。

グループ討議を終えて、ご協力頂いたアンケートの中から一部を紹介します。(一部要約)

- 各施設、ご家族からの意見、大変参考になりました。みなさんと意見を交わす中で、意思決定について、当事者と家族と職員と地域内で、どこかひとつの結論をもたなくてはならない難しい作業と思っていたものが、結論はいくつあってもいい。そこよりも過程が大事であると感じました。当事者がどう納得していくか?という事を大事に丁寧に説明を重ねていく事が重要だと思えました。
- 意思決定する為に必要な情報を提示し、理解してもらったうえで自己決定して頂く重要さ、又は、難しさを感じる事ができました。
- 支援方法は施設それぞれ違い、いろんな意見が聞けて良かった。又、家族の意見を聞く機会も少ないので良い研修になった。

■ II. 「本人・支援者支会議」は「障害者差別解消法を知ろう」をテーマに、11/14(木)神奈川県社会福祉会館2階ホールで開催されました。

今年度は、ご本人40名、家族・職員30名、コーディネーター10名他規模の会議となりました。基調講演では、ご本人にもわかりやすく、どんなことが差別なのか、実際の事例から身近な日常の出来事に置き換えて解説し、自分らしく、夢をもって生きる

ことについてお話していただきました。グループ討議を終えて、ご協力頂いたアンケートの中から一部を紹介します。(一部要約)

- 利用者の話の中で本当に伝えたいことは何なのか、今一度考えるいい機会になりました。夢に向かってのステップを共に考えていくのも我々の責務なのだと思います。
- 利用者のみなさんが色々な悩みを抱えていること、また人にそれを言えない現状があることがわかりました。
- 施設は言葉で気持ちを伝えられる方が少なく、その方達の声を聞くことが今課題になっています。言葉で表現できない方のほうへ目がいき、逆に言葉で表現できる方は、”表現できるから”と考えてしまっていたところがありました。言葉で言えても、それが本心かどうかを考え、本音を聞ける支援をしていきたいと思った。
- 利用者さん1人1人に夢があり、とても生き生きとお話をされていて、自分自身、利用者

### I. 「支援者支援研修会」(9/17プログラム)

- 12:30~ 開会の挨拶
- 12:35~ 基調講演  
『障害者差別解消法と本人活動支援』  
和泉短期大学教授 鈴木敏彦氏
- 13:35~ 「先輩からの助言」  
パステルファームワーキングセンター  
所長 川田雪野氏
- 14:05~ 休憩(グループに移動)
- 14:25~ グループ討議(7グループ)  
(テーマ)本人の意志決定支援のあり方  
「本人の想いに寄り添うには」
- 16:00~ 発表と講評
- 15:30 閉会(片付け)

### II. 「本人支援者会議」(11/14プログラム)

- 11:00~ 開会の挨拶
- 11:05~ 基調講演  
『障害者差別解消法を知ろう』  
～地域で自分らしく暮らすために～  
和泉短期大学教授 鈴木敏彦氏
- 12:00~ 昼食
- 12:30~ 自己紹介・グループ討議(10グループ)  
(テーマ)『私の夢』
- 14:10~ 休憩
- 14:35~ 発表と講評
- 15:30~ 閉会(片付け)



さんのサポートができるように、今まで以上に頑張ろうと思った。

- 他施設、ケアホームの利用者・支援者の方々の生の話を聞くことができ、有意義な時間を過ごすことができました。

## 事務局からのお知らせ

このご案内は保険の概要を説明したものです。  
詳細は専用のパンフレットをご参照ください。

病気やケガで入院した  
時の付添や差額ベット  
補償は？

入院諸費用：1日1,000円  
付添介護費用：1日8,000円  
差額ベット費用：1日3,000円  
差額ベット費用補てん(やまゆり支払い分)  
：1日2,000円(実費)  
(それぞれ保険期間中30日限度)  
入院一時金：1入院5,000円  
葬祭費用保険金：10万円(上限)

ケガをさせたり、  
物をこわした時  
の補償は？

1事故最高1億円までの高額補償。  
パニックで施設内外の物を壊したり、  
他の利用者をケガさせた場合等。

持病や既往症やてん  
かん発作・検査入院  
の費用は？

持病や既往症の再発・障害による検査入院  
なども補償の対象となります。

ケガをしての入通院。  
多いから費用がかかっ  
てしまって…

ケガをした時の入通院の補償は、1日目  
から。しかも地震や噴火・津波等の天災  
によるケガも補償。

入院保険金：1日3,000円  
(180日限度)  
通院保険金：1日2,000円  
(90日限度)  
手術保険金：3万~12万円  
(手術の種類により)  
後遺障害保険金：3千~10万円  
(障害の程度に応じて)  
死亡保険金：10万円

### ■保険者(補償の対象者)

知的障害児者又は  
自閉症児者のみ  
皆さんご加入になれます。

### ■補償期間

毎年4月1日から1年間

### ■掛金

17,000円 **全国一律  
30%割引**  
(内 制度運営費 2,190円)  
補償期間の途中からもご加入になれます。

☆「差額ベット費用補てん」の請求忘れを防ぐために、全ての保険金請求はAIUやJICへ直接ではなく、必ずやまゆり知的障害児者生活サポート協会事務局を經由してご請求ください。

☆ご登録内容(住所・電話・加入依頼者・施設等)に変更があった場合は、変更の届けが必要です。必ずやまゆり知的障害児者生活サポート協会事務局までご連絡ください。

やまゆり知的障害児者生活サポート協会  
事務局〔編集〕

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2

神奈川県社会福祉会館内

Tel:045-314-7716

Fax:045-324-0426



### ■構成団体■■■

神奈川県手をつなぐ育成会

神奈川県知的障害施設団体連合会

NPO法人 横浜市手をつなぐ育成会

(福)ともかわさき 川崎市育成会手をつなぐ親の会

神奈川県知的障害者施設保護者会連合会